

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

【介護職員等特定処遇改善加算】

介護職員の処遇改善につきましては、これまでにも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、下記3つの要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- (1) 現行の介護職員処遇改善加算（I）から（III）までを取得していること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

(3)の「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用し、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、下記のとおり公表いたします。

【職場環境要件】

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	①資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。各種研修受講については、各施設・事業所の研修計画等を中心に行っている。
労働環境・処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	①年次健康診断の実施、全職員対象のストレスチェックを実施、その他全館禁煙（施設事業所によっては分煙）、職員休憩室の確保など健康への配慮を行っている。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮	①障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	非正規職員から正規職員への転換	②他産業からの転職者の採用、非正規職員から正規職員への転換を推奨している。
	職員増員による業務負担の軽減	③積極的な職員採用を行っている。